

## 自衛官の石綿被害すでに3件

東京●艦内補修業務で中皮腫、など

中皮腫・じん肺・アスベストセンターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会では、7月13日、第5回目多省庁交渉にあたり、防衛省に対する質問及び要望書を提出していたが、防衛省は7月13日付けの回答書のみで交渉には欠席した。

防衛省の回答書によると、これまで石綿関連疾患に罹患した自衛官の公務災害が3件認定されている。

### 死亡 2名

陸上自衛隊 1名 石綿肺 1名

(駐屯地でボイラー業務従事)

海上自衛隊 1名 中皮腫 1名

(艦内補修業務監督作業等)

### 療養中 1名

陸上自衛隊 1名 石綿肺 1名

(駐屯地整備工場勤務)

中皮腫を発症した元海上自衛官Aさんからは、相談を受けた。防衛大学卒業後、1950年代から護衛艦に乗り組み、砲術士兼甲板士官として艦内各部で勤務した。護衛艦は年次修理として石川島播磨重工業の豊洲ドック(当時)に入る。艦内でアスベスト断熱材の張替え工事監督をし、また、機関士として乗り込んだ護衛艦の機関室には配管にアスベストが多量に使われてい

た。Aさんは、1975年まで艦艇勤務した。

2005年7月、胸膜中皮腫と診断されたAさんは、海上自衛隊勤務時代の艦内補修工事の監督作業でアスベストに曝露したことを確信し、2005年11月に防衛庁(当時)に公務災害申請の手続をとった。しかし、防衛庁の動きはきわめて遅く、翌年にAさんが他界しても、なお決定が出なかった。

その後も何の連絡がないため、2006年7月、遺族は公務災害の進捗状況を確認するため市ヶ谷の防衛省を訪ね、海上幕僚監部の担当者と面談した。人事教育部の担当者は、「同じ自衛官と

して何とか認定したいが、護衛艦の石綿使用状況を確認する作業に時間がかかってしまった」と謝罪し、早急に結論を出す述べた。そして今年3月、防衛省海上幕僚長名で、公務災害補償通知書が遺族に届いた。Aさんは、石綿による中皮腫として公務災害認定された最初の自衛官になった。

その後、遺族への補償給付金が支給されるまでになお半年余の時間がかかった。こうした防衛省の対応のお粗末さにはあきれられるばかりである。

軍事に石綿はつきもの。艦船、車両、航空機、建物には被弾による火災防止のため石綿の使用は不可欠であった。これから自衛隊関係者に石綿被害者が出るのは避けられない。防衛省は現役・元を問わず自衛官の石綿被害の掘り起こしに努め、公務災害による補償に真剣



(東京労働安全衛生センター)

## 警備システムが決め手に

兵庫●ITビジネス社員の脳内出血

親しくしているS社の社長から電話がかかってきた。「社員が脳溢血で倒れて…それでどうしたらよいのか相談したくて」。驚く私に「いや、それは1か月前のことで、もう本人は病院から退院し、回復に向かっています。あと

1~2か月もすると現場に復帰することができる」とのことだった。

S社はITビジネスの会社で、社長は数名の仲間と事業を始めた。今回倒れたKさんはその中の一人で、会社は法人化され、役員は社長一人、Kさんは従業員